

# 福津市水防計画書

—平成28年度—



福 津 市



# 目 次

第1章	総則	1
第1	目的	1
第2	水防の責任	1
第2章	水防組織	3
第1	水防本部の機構	3
第2	設置の基準	5
第3	準備配備	5
第4	水防本部	6
第3章	水防活動	7
第1	動員配備体制	7
第2	水防本部各班の出動	7
第4章	連絡通報体制	8
第1	水防連絡通報系統	8
第2	気象予報及び水防警報の連絡通報	8
第3	水防警報	9
第4	雨量及び水位の通報	10
第5	決壊等の通報	10
第6	水防に関する広報	11
第5章	重要水防区域	11
第6章	自衛隊及び警察官の出動要請	12
第1	自衛隊の出動要請	12
第2	警察官の災害派遣要請	14
第7章	水防施設及び資機材	14
第1	水防倉庫	14
第2	資材の取扱	14
第8章	水防標識	14
第1	緊急通行標識	14
第2	優先通行車両標識	14
第9章	水防報告と記録	15
第1	水防報告	15
第2	水防記録	15
第10章	避難及び立退き	15
第1	立退き指示	15
第2	避難の勧告・指示の伝達	15
第11章	費用負担及び公用負担	16
第1	費用負担	16
第2	公用負担	16
第12章	資料の提出及び立入	17
第13章	水防訓練	18
第1	実施要項	18
第2	水防訓練の実施期間	18
■	添付資料	
別表1	福津市水防本部の分掌事務	20
別表2	指定緊急避難場所及びその他の指定避難所	23
別図1	指定緊急避難場所及びその他の指定避難所位置図	24
別表3	水防活動実施報告書	25
別表4	水防訓練報告書	26
別表5	水防日誌	27
別表6	水防資材受払簿	28
別表7	水防倉庫	29
別表8	市内資材業者及び資材の手持状況	29
別表9	市内における自動車・重機等所有状況	30
別表10	福津市水防会議メンバー	31
別表11	福津市消防団水防活動配置表	32
別表12	福津市水防通信系統図（自治会長名簿）	33
別表13	水害発生危険箇所一覧表	36
別図2	水害発生危険箇所位置図	37
別表14	重要水防箇所（知事管理区間）	38
資料1	福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準一覧表	39

# 第1章 総則

## 第1 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、福津市域の水防計画を作成し、水防上必要な水防組織、重要水防区域、水位、通信連絡、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用等について定め、市域の河川・海岸の洪水又は高潮による水災を警戒し、防ぎよし及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2 水防の責任

市は、水防法第3条に定めるところに従い、水防組織、水防施設、器具及び資材の整備をはかるとともに、その区域における水防を十分に果たさなければならない。

### ■水防責任とその内容

責任者	事項	内容	水防法
市	市の水防責任	○ 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。	第3条
市防災会議	浸水想定区域における避難確保措置	○ 市防災会議は、浸水想定区域の指定があつたときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 1. 洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法 2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 3. 浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	第15条第1項
		○ 市防災会議は、前項第3号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。	第15条第2項
市長	水位の通報及び公表	○ 県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が県知事の定める水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。	第12条第1項
	浸水想定区域における避難確保措置	○ 浸水想定区域について、市地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域をその区域に含む場合、洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。	第15条第4項
	水防団及び消防機関の出動	○ 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。	第17条
	立退きの指示	○ 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、県知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。 ○ 水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	第29条

責任者	事項	内容	水防法	
気象庁長官 (福岡管区 気象台長)	洪水予報	○ 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第10条第1項	
国土交通 大臣 (福津市 該当無し)	国の機関が行う洪水予報	○ 国土交通大臣は、指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第10条第2項	
	国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知	○ 国土交通大臣は、指定した河川について、避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第13条第1項	
	浸水想定区域	○ 国土交通大臣は、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。	第14条第1項	
		○ 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。	第14条第2項	
		○ 国土交通大臣は、浸水想定区域を指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。	第14条第3項	
	水防警報	○ 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報をしなければならない。	第16条第1項	
		○ 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県知事に通知しなければならない。	第16条第2項	
		○ 国土交通大臣、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。	第16条第4項	
	県	県の水防責任	○ 県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。	第3条の6
	県知事	国の機関が行う洪水予報	○ 県知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。	第10条第3項
県知事が行う洪水予報		○ 県知事は、指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第11条第1項	
		○ 県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。	第11条第2項	
県知事が行う水位情報の通知及び周知		○ 県知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、避難判断水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。	第13条第2項	
浸水想定区域		○ 県知事は、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。	第14条第1項	
	○ 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。	第14条第2項		

責任者	事項	内容	水防法
		○ 県知事は、浸水想定区域を指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知しなければならない。	第14条第3項
	水防警報	○ 県知事は、河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。	第16条第1項
		○ 県知事は、水防警報をしたとき、又は国土交通大臣から水防警報の通知を受けたときは、県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係のある機関に通知しなければならない。	第16条第3項
		○ 県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。	第16条第4項
警察官	警察官の援助	○ 水防管理者から水防のため必要な出動援助の依頼（警察署長に対して）があったときは、警察官は協力する。	第22条
電気通信事業者	水防通信	○ 電気通信事業者は、国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が水防上緊急を要する通信が必要なとき、その事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することに協力しなければならない。	第27条
地下街等の所有者又は管理者	浸水想定区域における避難確保措置	○ 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。	第15条第3項
市民	居住者等の水防義務	○ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長から要請があった場合、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防に従事しなければならない。	第24条

※報道機関：放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

※量水標管理者：量水標等の管理者

※地下街等：地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

## 第2章 水防組織

### 第1 水防本部の機構

市は、水防警報（水防法第16条の3）等の通知を受け、水防活動の必要が生じたとき、公共の安全を保持するため、洪水、高潮等に際し水災を警戒し、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するなど、危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて、庁内に水防本部（別紙 福津市水防本部組織図参照）を設置するものとし、事務局を**防災安全課**内に置く。

ただし、福津市災害対策本部条例（平成17年1月24日条例第97号）に定める福津市災害対策本部が設置された場合は、水防本部はその組織に編入される。

福津市水防本部		対策班名(班長)	平常時部局	平常時課室等	所在
本 部 会 議 （ 福 間 庁 舎 ）	本部長	市長	総務班	総務部	防災安全課
	副本部長	副市長	(総務部長)		広報秘書課
	本部長付	教育長	(議会事務局長)		総務課
		消防団長			財政課
	本部員※	総務部長			行政経営企画課
		(本部統括部長)			世界遺産登録推進室
		都市整備部長		議会事務局	議事課
		(本部統括部長付)			会計課
		議会事務局長			監査事務局
		健康福祉部長	市民班	市民部	人権政策課
		地域振興部長	(市民部長)		市民課
		市民部長			税務課
		教育部長			保険年金医療課
		理事(子育て支援担当)			男女共同参画推進室
		理事(郷づくり推進担当)			収納課
	防災安全課長				
※印は、水防警戒本部員		保健福祉班	健康福祉部	いきいき健康課	
		(健康福祉部長)		こども課	
		(理事:子育て支援担当)		高齢者サービス課	
				福祉課	
		生活環境班	地域振興部	うみがめ課	
		(地域振興部長)		郷づくり支援課	
		(理事:郷づくり推進担当)		地域振興課	
				農業委員会事務局	
		建設班	都市整備部	建設課	
		(都市整備部長)		都市管理課	
		上下水道班	都市整備部	下水道課	
		(都市整備部長)			
		文教班	教育部	教育総務課	
		(教育部長)		学校教育課	
				郷育推進課	
		水防団	消防団	消防団本部	他
		(消防団長)		消防団分団	他
				宗像地区事務組合	他

## 第2 設置の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

### ■配備基準

配備	配備基準	活動内容	配備要員
予備配備 (注意配備)	○福津市に、大雨、洪水、津波、高潮の警報が発表された場合 ○その他 <b>防災安全課</b> 長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、警戒	<b>防災安全課</b> 〔防災担当職員〕
準備配備 (警戒本部)	○福津市に、大雨、洪水、津波、高潮の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○その他 <b>総務部</b> 長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、伝達、警戒 ・連絡調整 ・河川はん濫注意水位の対応	警戒本部全員 <b>防災安全課</b> ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 ※消防団
第1配備 (本部設置)	○福津市に、大雨、洪水、津波、高潮の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合 ○その他本部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡廻 ・被害調査 ・局所的な応急対策活動 ・河川避難判断水位の対応	本部会議全員 全課長 <b>防災安全課</b> ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 ※消防団
第2配備 (本部設置)	○市内の数箇所で被害が発生するおそれがある場合、或いは発生した場合 ○その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	本部会議全員 全課長 <b>防災安全課</b> ※課長は必要に応じ配備担当職員を招集 ※消防団
第3配備 (本部設置)	○市内の全域に被害が発生するおそれがある場合、或いは発生した場合 ○その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	職員全員 ※消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員は、マスコミ報道、防災メール・まもるくん（福岡県）等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

※ 出勤予定者は、各課等で予め決めておく。

## 第3 準備配備

**総務部**長は、非常事態に備えて事前の体制確立が必要であると認めた場合、準備配備体制をとる。

### ■本部員の活動

- 被害情報の収集及び分析
- 県及び防災関係機関からの情報収集及び分析
- 初期応急対策及び配備体制の検討
- 待機した職員は、非常時連絡網の確認並びに関係課職員の緊急時動員体制を確立させる。
- **総務部**長、準備配備を職員に指示した場合、その旨を市長に報告する。

## 第4 水防本部

市長は、市内の全域あるいは一部の地域に水害が発生し、又は水害が発生するおそれがある場合において、水防推進のため緊急対策が必要であると認めた場合、非常配備体制をとる。

### 1 水防本部の設置及び廃止の通知等

本部長（市長）は、本部を設置又は廃止したときは、直ちに県知事へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）を経由する。

#### ■設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話等
関係機関	○ 防災行政無線、一般電話等
市民等	○ 防災行政無線、広報車、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

### 2 出動の報告

本部長（市長）は、水防本部各班を出動させたときは、直ちに防災関係機関及び県知事に報告する。この場合、県知事への報告は宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）を経由する。

### 3 水防本部の廃止

本部長（市長）は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、水防本部を廃止する。

### 4 水防本部の分掌事務

水防本部の分掌事務は、「別表1 福津市水防本部の分掌事務」のとおりである。

なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

### 5 設置、指揮の権限

水防本部の設置及び指揮は、市長が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

#### ■代行順位

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	都市整備部長
------	-----	------	------	------	--------

### 6 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、会議の招集は原則として本部長が行う。

各班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは本部長に要請することができる。

## ■協議事項

- 災害応急対策の総合調整に関すること
- 県災害対策本部との協議に関すること
- 職員の動員・配備体制に関すること
- 避難勧告等及び警戒区域の設定に関すること
- 関係機関への応援要請に関すること
- 応急対策に要する予算及び資金に関すること
- その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

## 第3章 水防活動

### 第1 動員配備体制

本部長は（市長）は、水防警報が発せられたとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防各班を出動させ水防活動配備につかせる。

また、所属職員を通常勤務から水防非常体制への切換えを迅速かつ的確に行うとともに、事態に即応して勤務者を適宜交代休養させる等、長期間にわたる非常勤務活動の円滑かつ完璧を期した配備とする。

### 第2 水防本部各班の出動

#### 1 監視及び警戒

消防団長は、団員に区域内を随時巡視させ、河川堤防、その他水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水防本部長に報告しなければならない。

#### 2 非常警戒

水防本部各班は、出動命令を受けたときから水防区域の監視、警備を厳にし、特に重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は直ちに水防本部長に報告するとともに水防作業を開始する。

#### 3 警戒区域の設定

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用の者の立入禁止若しくは制限し、又はその区域内の居住者若しくは水防現場にいる者を水防に従事させる。

#### 4 避難の指示・誘導

総務班は、警戒区域で住民の生命、財産に危険があると認めたときは、避難勧告・指示を発する。

避難勧告・指示が発せられた場合、避難所派遣職員は指定緊急避難場所及びその他の指定避難所（別表2 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所、別図1 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所位置図参照）を開設するとともに、水防本部各班は避難者に対して指示・誘導する。

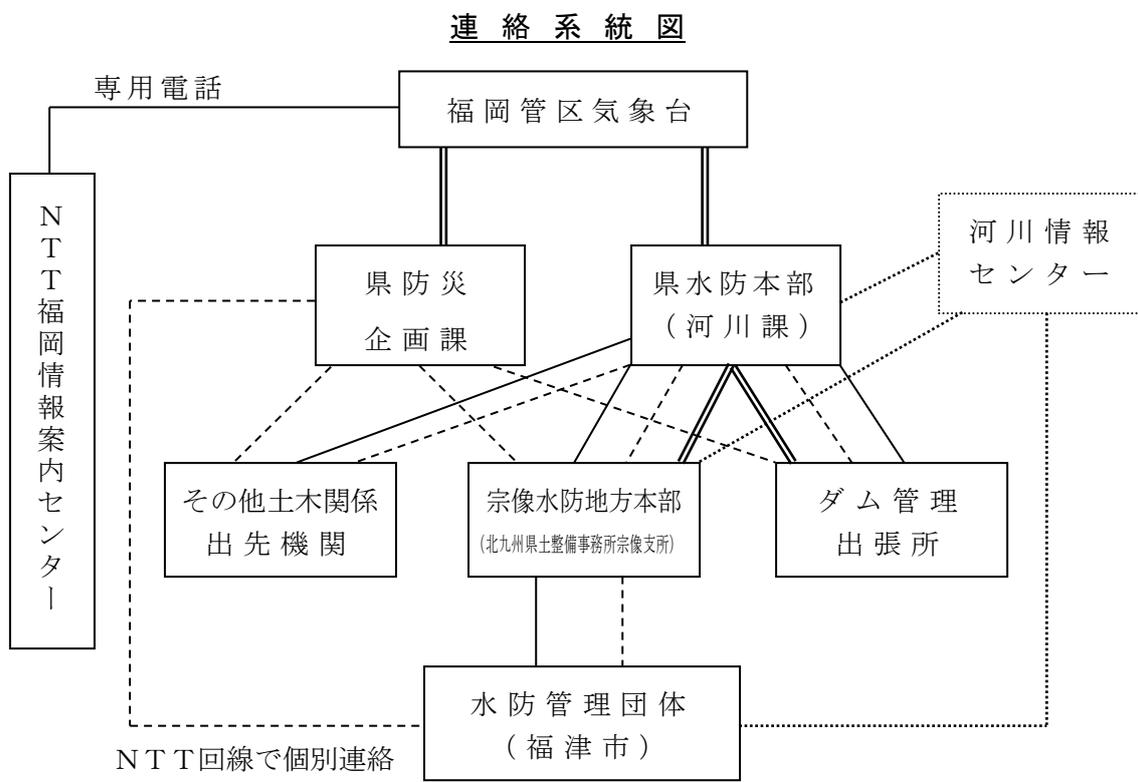
#### 5 重要公共施設の警戒

学校、その他市の重要公共施設の長は、各々の所属職員をもって警戒にあたり、水防上必要があると認めた場合、直ちに本部長（市長）に報告するとともに、必要な措置を講じる。

## 第4章 連絡通報体制

### 第1 水防連絡通報系統

水防本部を中心とした水防連絡通報系統は、次のとおりとする。



- 凡 例**
- ==== 予警報一斉伝達装置
  - 有線電話
  - 無線電話
  - ..... 河川情報センターとのホットライン（端末機設置機関のみ）

（参 考） 気象情報の種別（関係分）

- 1 警 報 暴風警報、波浪警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、津波警報で重大な災害のおそれのある場合。
- 2 注意報 大雨注意報、洪水注意報、波浪注意報、高潮注意報等で被害が予想されるとき。
- 3 情 報 注意報、警報を補足説明するもの。

※平成22年5月27日より気象台の「警報・注意報発表基準」が変更されましたので、  
資料1 福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準一覧表を参照。

### 第2 気象予報及び水防警報の連絡通報

水防本部は、気象予報及び水防警報を適確に収受し、状況に応じ迅速に市民及び関係団体へ連絡通報するものとする。

### 第3 水防警報

#### 1 水防警報の種類

県知事は、それぞれ指定する市域の河川（西郷川）について洪水による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の水防警報（水防法第16条）、水位情報（水防法第12条）を発する。

#### ■水防警報の各段階の状況と指示事項など

段階	区分	状況	市への指示等	指示の方法
第1	待機	はん濫注意水位に達すると思われるとき	直ちに水防機関が出動できるように待機すること	FAX 電話
第2	準備	はん濫注意水位を突破すると思われるとき	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出動準備を行うこと	FAX 電話
第3	出動	はん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	FAX 電話
第4	警戒	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害の起こる恐れがあるとき	水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの	FAX 電話
第5	解除	はん濫注意水位以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき	水防機関の出動態勢の解除	FAX 電話

注) 福津市水防本部の設置及び解除については、宗像水防地方本部に対して確実に伝達しておくこと

#### 2 水位情報

宗像水防地方本部からの水防警報等発令の根拠となる水防警報河川は、西郷川が該当し、水位の区分として以下の水位情報がある。

#### ■河川水位と避難基準

河川名	観測所	種別	所在地	水位			
				水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険
西郷川	四角橋	テレメーター	福津市四角	1.62	2.38	2.54	2.66
○避難基準							
▽避難準備情報；避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき							
▽避難勧告；はん濫危険水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき							
▽避難指示；はん濫危険水位に到達し、堤防の決壊のおそれがあるとき							

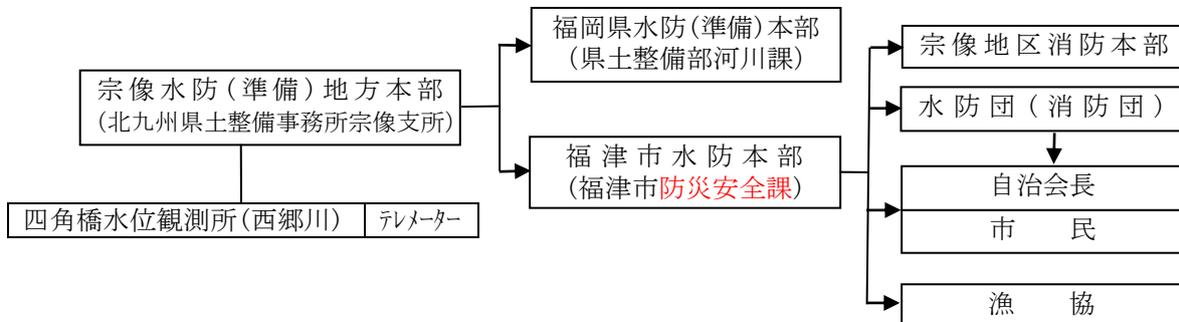
#### ※ 避難判断水位情報（水防法第13条第2項）

水防警報の種類には分類されないものの、水防警報と同様に、県知事はそれぞれ指定する市域の河川（西郷川）について洪水による災害の発生が予想される場合、避難判断水位情報を必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

### 3 水防警報の伝達系統、

宗像水防地方本部は、福津市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。水防管理者（市長）は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、水防機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

#### ■連絡通信系統



## 第4 雨量及び水位の通報

### 1 通報基準

雨量及び水位の観測員は、増水時の水位、雨量の通報基準に基づき宗像水防地方本部、水防関係機関に迅速、的確に連絡する。

#### ■通報基準計

水位の通報	○ 観測員は、水防団待機水位を超えてから、水防団待機水位以下となるまで毎時観測し、通報する。
はん濫注意水位の通報	○ 観測員は、はん濫注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位を超えたときは直ちに、その旨を通報する。
雨量の通報	○ 観測員は、雨が降り始めてから50ミリメートルに達したときは、その時刻と降り始めた時刻を通報するものとし、その後は毎時ごとの観測値を通報する。雨がやんだときは、その時刻と雨量を通報する。

#### ■福津市設置の雨量計

設置場所	設置主体
福津市役所 福間庁舎	防災安全課

### 2 福岡県河川防災情報システム

システムのデータは福岡県および国土交通省が観測している雨量・水位の情報を公開しています。

- ・ 県河川課ホームページ ⇒ <http://www.kasen.pref.fukuoka.lg.jp/bousai>
- ・ 携帯電話 ⇒ <http://www.mobile-doboku.pref.fukuoka.lg.jp/>

## 第5 決壊等の通報

堤防等決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合は、直ちに宗像水防地方本部及びはん濫のおそれがある方向の隣接水防管理団体及び区域住民に通報するとともに、必要な処置を講ずるものとする。

## 第6 水防に関する広報

水防本部は、区域内の関係協力団体と連携し、水防広報の実施を効果的に行うものとする。

また、市民の水防に対する認識を深めるとともに命令情報の伝達要領、水防信号（別表12 福津市水防通信系統図（自治会長名簿）参照）、避難計画等必要な事項を周知徹底する。

### ■サイレン信号

種 類	説 明	サイレン信号	備 考
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○—休止 約5秒吹鳴 約5秒吹鳴	○—休止 約15秒休止 約15秒休止
第二信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	○—休止 約5秒吹鳴 約5秒吹鳴	○—休止 約6秒休止 約6秒休止
第三信号	市の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	○—休止 約10秒吹鳴 約10秒吹鳴	○—休止 約5秒休止 約5秒休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	○—休止 約1分吹鳴 約1分吹鳴	○—休止 約5秒休止 約5秒休止

※信号は、適宜の時間継続とする。

※危険が去ったときは、口答伝達により周知する。

## 第5章 重要水防区域

重要水防区域は、福津市の地域に係る河川、湖沼の洪水又は海岸の高潮、土砂災害等の災害発生恐れがあり、また過去の災害履歴により重点的に巡視、警戒を必要とする区域（箇所）とする。（別表13 水害発生危険箇所一覧表、別図2 水害発生危険箇所位置図参照）

# 第6章 自衛隊及び警察官の出動要請

## 第1 自衛隊の出動要請

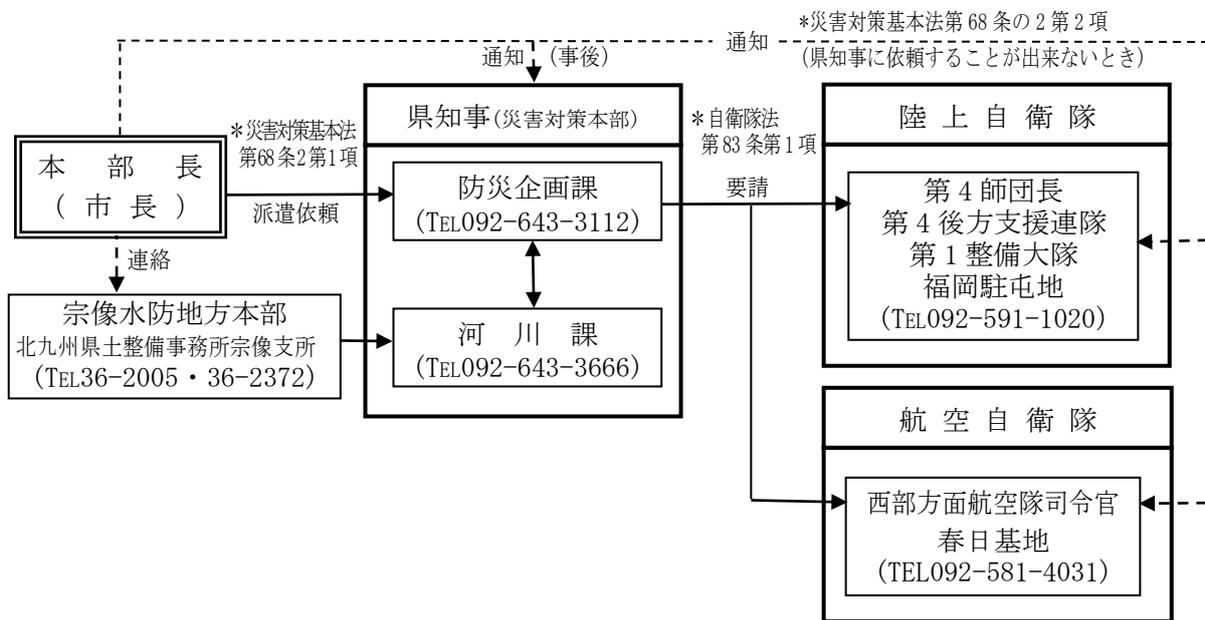
### 1 出動要請

本部長（市長）は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（消防防災課）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文を提出する。

本部長（市長）は、通信の途絶等により、知事に要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

本部長（市長）は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨の通知をする。

■災害派遣要請系統図



■知事への自衛隊の災害派遣要請依頼様式

	文書番号 年 月 日
福岡県知事殿	福津市長 (印)
自衛隊の災害派遣要請について 自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を求めます。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

## ■知事への自衛隊の災害派遣撤収要請依頼様式

福岡県知事殿	文書番号 年 月 日
福津市長	(印)
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について 年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いいたします。	
記	
1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業内容 4 その他参考事項	

## 2 派遣部隊の受け入れ

派遣部隊の受け入れに対しては、以下の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処理する。

### ■受け入れ体制

項 目	内 容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 作業箇所及び作業内容</li> <li>○ 作業の優先順位</li> <li>○ 資材の種類別保管（調達）場所</li> <li>○ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所</li> </ul>
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。</li> </ul>
自衛隊集結地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が指定する場所（あんずの里運動公園ほか）</li> </ul>
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務班に連絡窓口を一本化する。</li> <li>○ 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。</li> <li>○ 専用電話回線を確保する。</li> </ul>

## 3 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、当該市町村が協議し負担割合を定める。

### ■経費の負担範囲

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費</li> <li>○ 宿泊に必要な土地、建物の経費</li> <li>○ 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等</li> <li>○ 救援活動実施の際に生じた損害の補償</li> <li>○ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。</li> </ul>
--

#### 4 ヘリポートの準備

ヘリポートを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

### 第2 警察官の災害派遣要請

水防法第22条の規定により、水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、警察署長(宗像警察署)に対して、警察官の出動を求めることができる。

## 第7章 水防施設及び資機材

### 第1 水防倉庫

市水防倉庫の備蓄状況は、「別表7 水防倉庫」のとおりである。

### 第2 資材の取扱

資材の引渡しは管理責任者(総務部長)が行うが、消防団員等が非常の場合、やむを得ず許可なく使用した場合は、事後速やかに報告しなければならない。

市有の資材でなお不足の場合は、県有水防資材の使用を北九州県土整備事務所宗像支所及び市内資材業者(別表8 市内資材業者及び資材の手持状況参照)に対し要請するものとする。

## 第8章 水防標識

### 第1 緊急通行標識

水防に従事する職員が出動するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。

ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。



### 第2 優先通行車両標識

水防法第18条の規定により県知事が定める水防のため優先通行できる車両の標識は、次のとおりとする。



## 第9章 水防報告と記録

### 第1 水防報告

水防活動又は水防訓練の結果について、水防法第47条の規定に基づき、水防体制から常時に復したとき（原則として各四半期終了後10日以内）又は訓練を終了したときは、水防活動実施報告書等（水防報告要領に基づく）に、次の事項を付記して北九州県土整備事務所宗像支所を經由し知事に報告する。（別表3 水防活動実施報告書、別表4 水防訓練報告書参照）

- ・天候の状況
- ・洪水増減の状況
- ・水防団員および消防機関に属するものの出動時刻及び人員
- ・堤防その他の施設の異常の有無
- ・水防作業の状況
- ・使用資材の種類、数量並びに消耗品等の回収状況
- ・法第21条の規定による公用負担下命等の種類及び員数
- ・応援の状況
- ・住居者の状況
- ・警察の援助の状況
- ・現場指導の官公吏員
- ・立退きの状況
- ・水防関係者の死傷の有無並びに災者状況
- ・殊勲者及びその功績
- ・殊勲水防団とその功績
- ・今後の水防について考慮を要する点、その他所見

### 第2 水防記録

#### 1 水防日誌

水防管理者は、「別表5 水防日誌」を作成し、災害時の状況を記録する。

#### 2 水防資材受払簿

水防管理者は、「別表6 水防資材受払簿」を作成し、水防資材の受払等を明示する。

## 第10章 避難及び立退き

### 第1 立退き指示

洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は現地の状況に応じ適切な避難のための立退き、またはその準備の指示を行うものとする。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。（水防法第29条）

### 第2 避難の勧告・指示の伝達

総務班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の勧告・指示を地域防災無線、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい災害時要援護者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■避難の勧告・指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	市防災行政無線、広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	館内放送、口頭、ハンドマイク等
伝達事項	<input type="checkbox"/> 避難対象地域 <input type="checkbox"/> 避難の準備情報・勧告・指示の理由 <input type="checkbox"/> 避難先 <input type="checkbox"/> 注意事項（戸締まり、携行品）等 <input type="checkbox"/> 避難経路	

## 第 11 章 費用負担及び公用負担

### 第 1 費用負担

水防管理団体は、その区域内の水防に対する費用を、水防法第 41 条の規定により負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援に要する費用の負担は、相互協議による。

### 第 2 公用負担

#### 1 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防長は、水防法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、次の権限を行使することができる。

■公用負担の権限項目

<input type="checkbox"/> 必要な土地の一時使用 <input type="checkbox"/> 土石、竹木、その他資材の使用並びに収用 <input type="checkbox"/> 車両、その他運搬用機器の使用 <input type="checkbox"/> 工作物、その他障害物の処分
--

#### 2 公用負担命令権限証

水防法第 28 条第 1 項の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携帯しなければならない。

■公用負担命令権限証

公用負担命令権限証	
身分・所属 氏 名	
上の者に	区域に於ける水防法第 28 条第 1 項の 権限行使を委任した事を証明する。
年 月 日	
	福津市水防管理者 福津市長
	印

### 3 公用負担命令

水防法第 28 条第 1 項の規定により公用負担を命ずる権限を行使するときは、原則として、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡してこれをなすものとする。

#### ■公用負担命令書

第 号	公 用 負 担 命 令 書	
目的物	種類	員数
水防法第 28 条第 1 項により使用（収用処分）する。		
年 月 日		
殿		
	福津市水防管理者 福津市長	印

## 第 12 章 資料の提出及び立入

水防法第 49 条第 2 項の規定により、福津市職員に属する者は、必要な土地に立ち入る場合において、その身分を示す次の証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### ■身分証明書

(表)

水防職員之証	
第 号交付	平成 年 月 日
身分・所属	
氏 名	
生年月日	
上の者は福津市水防職員であることを証明する。	
福津市水防管理者	
福津市長	印

(裏)

水防職員の心得	
1 記名以外の者の使用を禁ず。	
2 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること。	
3 本証は、水防法 49 条第 2 項に基づく土地立入証である。	

※免許証サイズ

## 第 13 章 水防訓練

### 第 1 実施要項

水防訓練は、次の項目について行う。特に、一般住民の参加を求め水防思想の高揚に努める。

- ① 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- ② 通報（水防関係機関、住民）
- ③ 動員（消防機関の職員、水防団、居住者の応援）
- ④ 輸送（資材、器材、人員）
- ⑤ 工法（各水防工法）
- ⑥ （排・取）水門等の操作
- ⑦ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

### 第 2 水防訓練の実施期間

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、毎年 1 回以上単独または関係機関と合同で実施する。

## ■ 添付資料



別表 1 福津市水防本部の分掌事務

(その2)

対策班	所 属		分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
保健福祉班	健康福祉部	いきいき健康課 こども課 高齢者サービス課 福祉課	救急活動 医療救護所の設置 県への医療救護の派遣要請、連絡調整 医療救護活動 後方医療機関の確保 医薬品、医療資機材等の確保 被災者の健康と衛生状態の管理 職員の衛生管理 心のケア対策 避難誘導 災害時要援護者の安全確保、安否確認 避難所の災害時要援護者に対する応急支援 福祉避難所等の確保、災害時要援護者の移送 災害時要援護者への各種支援 福祉仮設住宅の供給 災害時要援護者への福祉仮設住宅での支援 応急仮設住宅の建設等 応急仮設住宅の入居者選定 被災地の防疫 遺体の処理、検案 保育所児童の安全確保、安否確認 応急保育
生活環境班	地域振興部	うみがめ課 地域振興課 郷づくり支援課 農業委員会事務局	水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動 本部長指示による被災地の現地調査 要員の確保（公共職業安定所） ボランティアの活動支援 交通情報の収集、道路規制 道路交通の確保 警戒区域の設定 旅行者、滞在者の安全確保 外国人への支援 食品の衛生対策 被災地の防疫 有害物質の漏洩等防止 仮設トイレの設置 し尿の処理 生活ごみ、粗大ごみの処理 がれきの処理 住家、河川等の障害物の除去 動物の保護、収容 納棺用品等の確保 遺体の収容、安置 遺体の埋葬 ため池の被害調査、応急修理 漁港・海岸施設の緊急点検、応急対策

別表 1 福津市水防本部の分掌事務

(その3)

対策班	所 属		分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。
建設班	都市整備部	建設課 都市管理課	水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動 本部長指示による被災地の現地調査 民間建物等の被害調査 交通情報の収集、道路規制 道路交通の確保 警戒区域の設定 福祉仮設住宅の供給 被災建築物の応急危険度判定 被災宅地の危険度判定 応急仮設住宅の建設等 応急仮設住宅の入居者選定 空屋住宅への対応 被災住宅の応急修理 住家、河川等の障害物の除去 道路の啓開活動 堤防、水路の被害調査、応急修理
上下水道班	都市整備部	下水道課 宗像地区事務組合	給水需要の調査 飲料水の確保、供給 水道施設の応急対策 下水管渠、下水処理施設の応急対策
文教班	教育部	教育総務課 学校教育課 郷育推進課	臨時ヘリポートの設置 避難誘導 所管施設の避難所の開設(支援) 避難所の運営(支援) 炊き出しの実施、支援 幼稚園児、児童等の安全確保、安否確認 応急教育 文化財対策
消防班	消防団	消防団本部 消防団分団	水害の警戒活動 土砂災害の警戒活動 市域の災害広報 行方不明者の搜索 救助活動 救急活動 消火活動 避難の勧告、指示 警戒区域の設定 避難誘導 遺体の搜索 幼稚園児、児童等の安全確保、安否確認 保育所児童の安全確保、安否確認
各班共通			部課内職員の動員配備調整、安否確認 所管施設、所管事項の被害調査、応急対策 対策本部への報告 対策本部内の相互応援 所管事項に関する民間事業者等への協力要請

別表2 指定緊急避難場所及びその他の指定避難所

平成28年5月現在

施設名	所在地	床面積 (㎡)	収容可能 人員(人)	電話番号 0940
(学校関係)				
勝浦小学校	勝浦 2255	586	90	52-0364
上西郷小学校	内殿 591-4	999	160	42-0258
神興小学校	東福間 6 丁目 4-1	880	140	42-0685
神興東小学校	津丸 950	1,241	200	43-0775
津屋崎小学校	津屋崎 8 丁目 4-1	1,135	180	52-1585 52-0075
福間小学校	西福間 2 丁目 4-1	1,167	190	42-0073
福間南小学校	日蔭野 4 丁目 11-2	1,026	170	43-0778
津屋崎中学校	津屋崎 1 丁目 5-16	1,989	330	52-0056
福間中学校	花見が丘 2 丁目 10-1	1,440	240	42-1124
福間東中学校	津丸 663	1,201	200	43-0770
県立光陵高等学校	光陽台 5 丁目	1,202	200	43-5301
県立水産高等学校	津屋崎 4 丁目 46-14	1,121	180	52-0158
(公共施設等)				
福津市文化会館	津屋崎 1 丁目 7-2	5,148	850	52-3321
福津市中央公民館	手光 2222	4,433	730	43-2100
官司コミュニティセンター	官司浜 2 丁目 15-1	1,309	210	52-5901
福間体育センター	西福間 2 丁目 9-1	1,202	200	43-4000
津屋崎体育センター	津屋崎 1 丁目 5-1	944	150	52-2684
福津市立図書館	中央 1 丁目 1-2	2,150	350	42-8000
健康福祉総合センター「ふくとびあ」	手光南 2 丁目 1-1	8,160	1,360	34-3351
あんずの里農林業体験実習館	勝浦 1667-1	1,032	170	52-5995
福祉会館「潮湯の里夕陽館」	津屋崎 1 丁目 37-17	1,801	300	52-3353

## ※指定緊急避難場所は太字で明記（指定避難所を兼ねる）

注1) 避難所は避難者を収容する建物

注2) 学校は体育館を対象とする。

注3) 収容可能人員（人）=床面積÷6㎡、第1位切捨



別表3 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

自 年 月 至 年 月

福津市	区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材25万円以上使用団体分			備考
		団体数	活動延 人員	主要 資材	その他 資材	計	団体数	主要資材 円	使用資材費 その他資材 円	
	水防管理団体分 前回迄		人	円	円	円		円	円	
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	月分									
	小計									
	累計									

別表4 水防訓練報告書

水防訓練報告書

実施年月日	平成	年	月	日	地先	川筋	宗像市	大字	地先	福津市 左岸 右岸
実施団体	団体名							合計	〇〇小学校	名
	参加人員								〇〇	名
訓練概要									一般	名
									計	名
経費	一般経費		資材費		費用		適用			
	人件費	その他(食料燃料)	計(A)	吹	杭	縄	計(B)	合計(A+B)		
福津市	円	円	円	(枚)	(枚)	(巻)	円	円		
県支出	円	円	円	円	円	円	円	円		
(想定)										
付記	結果講評(良かった点・悪かった点)									

(注)付記には「通信連絡」訓練について各機関に至る時間の経過等を記入すること。

※提出部数 3部(国土交通省1 河川課1 土木事務所1)

水防活動に際しては、資材受払簿、購入証拠書類及び水防活動をを行っている現場の写真等の整備を計ること。

別表5 水防日誌

## 水 防 日 誌

水防実施月日	平成 年 月 日 豪雨 台風 号		警報日の 発表				
出水の概要	○○川 はん濫注意水位 ○○m 出水位 ○○m :連続雨量 mm ( 月 日 時~ 月 日 時) :最大日雨量 mm ( 月 日 時~ 月 日 時) :最大時間雨量 mm ( 月 日 時~ 月 日 時)						
水防実施箇所	福津市 大字		地先		○○m		
出動人員数 (うち応援)	消防団員	警察官	自衛隊員	その他		計	
	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	
水防作業概況及び 工法							
水防効果			区分	団体別 管理団体名	県支出分	計	
一般 災害	被害防止	実被害	費用 内訳	人件費			食料等含 む
				資材			
	器材						
	その他				代等		
	小計						
	合計						
	小計	m <sup>2</sup> 戸 冊		m <sup>2</sup> 戸 冊	土のう袋		
河川 災害	被害防止	実被害	シート				
			縄				
			丸太				
			その他				
小計	m 冊	m 冊		単位円	数量	単価	数量
合計	m 冊	m 冊	功労者の氏名、年齢及び功績概要				
(備考)			破損などがあつたとき、その原因 (水防作業者の立場より見て記入のこと)				
			水防活動に対する自己批判 (管理団体で記入のこと)				



別表7 水防倉庫

平成28年3月現在

水防資機材		水防倉庫名及び所在地					計
		福岡庁舎内倉庫	津屋崎庁舎内水防倉庫	津屋崎庁舎内倉庫(106)	3号線下資材置場	津屋崎新海水防倉庫	
資材	土のう袋	—	3,600	—	—	—	3,600 枚
	ビニールシート	—	72	—	—	—	72 枚
	丸杭	—	—	—	—	120	120 本
	角杭	—	—	—	—	250	250 本
	矢板	—	—	—	17	—	17 枚
	VP用パイプ	—	—	—	18	—	18 本
	鉄線	—	2	—	—	—	2 巻
	ビニール紐	—	—	—	—	—	0 巻
	ビニールロープ	—	—	—	—	—	0 巻
	標識ロープ	—	5	—	—	—	5 巻
	ワラ縄	—	4	—	—	—	4 束
器材	カケヤ	—	—	6	—	—	6 丁
	スコップ	—	—	31	—	—	31 丁
	エビジョウケ	—	20	—	—	—	20 枚
	ハンマー	—	—	3	—	—	3 本
	両口ハンマー(4k)	—	—	3	—	—	4 本
	両口ハンマー(3.5k)	—	—	3	—	—	3 本
	カマ(中厚)	—	—	11	—	—	11 本
	鍬	—	—	—	—	—	0 本
	三つ又鍬	—	—	1	—	—	1 本
	唐鍬	—	—	2	—	—	2 本
	ペンチ	—	—	4	—	—	4 本
	ノコギリ	—	—	7	—	—	7 本
	MCCクリッパー	—	—	—	—	—	0 本
	ツルハシ	—	—	33	—	—	33 本
六角バール	4	—	10	—	—	14 本	
一輪車	—	12	—	—	—	12 台	

別表8 市内資材業者及び資材の手持状況

平成28年3月現在

資材業者名	所在地区名	電話番号	手持資材			
			土嚢袋	縄・ビニールロープ	杭	ビニールシート
片岡製材所	中央2丁目	42-0101	—	—	100本	100枚
西野木材	津屋崎6丁目	52-0149	—	—	100本	—
かねやす福岡店	宮司2丁目	38-6767	4,000枚	10巻	100本	100枚
合計			4,000枚	10巻	300本	200枚

別表9 市内における自動車・重機等所有状況

平成28年4月1日現在

(車種)	福津市	福津市 消防団	(福津市土木組合) 福岡土木協同組合	計
消防車		20	0	20
乗用車	46	3	13	55
バス(マイクロ)	2		0	2
トラック(4t以上)			13	13
トラック(小型・軽含む)	3		18	21
タイヤシャベル			2	2
パワーシャベル			27	27
ポクレン(タイヤユンボ)			0	0
ブルドーザー			0	0
ユニック			4	4
水中ポンプ			47	47
発電機			21	21
コンクリートカッター			10	10
コンプレッサー			5	5
覆工板			73	73
ランマー			17	17
プレート			16	16
振動ローラ			4	4

別表10 福津市水防会議メンバー

平成 28 年 5 月現在

役 職	機 関
市 長	福津市
県土整備事務所 (庶務課)	福岡県北九州県土整備事務所 宗像支所
宗像警察署 (警備課長)	宗像警察署
宗像地区消防本部 (分署長)	宗像地区消防本部
副市長	福津市
<総務部>	
総務部長	〃
<都市整備部>	
都市整備部長	〃
建設課長	〃
都市管理課長	〃
<地域振興部>	〃
地域振興部長	〃
地域振興課長	〃
消防団 団長	福津市消防団
消防団 副団長	〃
消防団 副団長	〃
防災安全課長	福津市 (事務局)
安心安全まちづくり係長	〃
安心安全まちづくり係 (消防主任)	〃

別表11 福津市消防団水防活動配置表

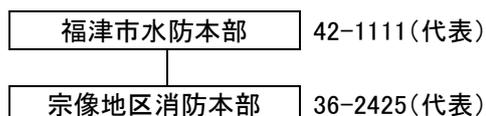
平成 28 年 5 月現在

本 部 福津市役所 42-1111(代表)	指揮者(班 長)	団 長	吉田 浩一
	(副班長)	副団長	小林 弘美
	(副班長)	副団長	松尾 信嗣
		消防主任	椛村 清滋

地区	分団	階級	氏 名	担当区域
津屋崎	1	分団長	嶋村 祐介	津屋崎、渡地区全域 津屋崎小学校、津屋崎中学校
	2	分団長	鬼塚 弘樹	宮司、在自地区全域
	3	分団長	荻原 雅巳	梅津、塩浜、須多田、大石、生家地区全域
	4	分団長	田中 正高	勝浦地区全域、勝浦小学校
福 間	5	分団長	向井 泰博	西郷川(四角井堰～鉄橋両谷橋～合流点) 福間南小学校 四角、両谷、光陽台 1～3、日蒔野
	6	分団長	梶原 龍生	西郷川(鉄橋～旭橋～浜迄) 今川(今川竿線より下流)、福間小学校
	7	分団長	田辺 秀之	苅目川全域、井尻川、福間中学校、 原町団地区域、船橋川、日蒔野
神 興	8	分団長	中村 英樹	手光川(宮地道より上流)、 冠、小竹区内の河川 神興小学校、
	9	分団長	田中 年明	桜川(桜川 2 号橋より上流)、津丸、久末区内の河川、 神興東小学校、福間東中学校、 八並川(全域)、山の口川(合流点より上流)
上西郷	10	分団長	磯野 大輔	西郷川(四角橋～本木畦町合流点)、 両谷川(両谷橋上流)、大内川(全域)、 上西郷小学校
	11	分団長	中垣 祐二	畦町川(乙尾橋～合流点)、畦町川(乙尾橋より上流) 本木川(金口橋～合流点)、本木川(金口橋より上流)
水上部	12	分団長	田 畑 勝 博	福間海岸一帯
	13	分団長	魚 住 昌 宏	津屋崎海岸一帯

別表12 福津市水防通信系統図（自治会長名簿）

平成 28 年 4 月 1 日現在



NO.	郷づくり 地域	自治会名	自治会長名	カナ
1	勝	奴山	花田 正和	ハナダ マサカス
2	勝	桂区	新海 悦生	シンカイ エツオ
3	勝	西東	尾島 武弘	オジマ タケヒロ
4	勝	勝浦浜	占部 寛	ウラベ ヒロシ
5	勝	勝浦松原	花田 正孝	ハナダ マサタカ
6	勝	塩浜	坪田 良雄	ツボタ ヨシオ
7	津	在自	上妻 傳	コウヅマ ツウ
8	津	須多田	寺嶋 克巳	テラシマ カツミ
9	津	大石	永嶋 耕典	ナガシマ コウスケ
10	津	生家	麻生 正雄	アソウ マサオ
11	津	梅津	魚住 清	ウオズミ キヨシ
12	津	末広	清水 紀雄	シミス トシオ
13	津	渡	井本 健一	イモト ケンイチ
14	津	東町1	佐藤 浩嗣	サトウ ヒロシ
15	津	東町2	永島 正徳	ナガシマ マサリ
16	津	天神町	占部 英明	ウラベ ヒデアキ
17	津	新成区	倉橋 智則	クラハシ トモリ
18	津	岡の2	西野 正信	ニシノ マサノブ
19	津	岡の3	林 ・ 之	ハヤシ ヤスユキ
20	津	新町	花田 秀一	ハナダ ヒデカス
21	津	北の1	魚住 正光	ウオズミ マサミツ
22	津	北の2	西住 喜代志	ニシズミ キヨシ
23	津	五反田	高田 和夫	タカタ カスオ
24	津	新東区	楠田 元明	クスダ モトアキ
25	津	堅川	熊谷 昌子	クマガイ マサコ
26	宮	善福	的場 章	マトバ アキラ
27	宮	的岡	中島 栄二	ナカシマ エイジ
28	宮	宮司1	川崎 甚五	カワサキ シンゴ
29	宮	宮司2	宗平 正	ムネヒラ タダシ
30	宮	宮司3	松見 礼治	マツミ レイジ
31	宮	宮司西	佐々木 謙一	ササキ ケンイチ
32	宮	星ヶ丘	安永 ・ 義	ヤスナガ ミツヨシ
33	宮	宮司ヶ丘	蘭 辰正	アララギ タツマサ
34	東	通り堂	吹原 道雄	フキハラ ミチオ
35	東	津丸	松尾 洋一	マツオ ヨウイチ
36	東	久末	大神 恒	オオガ ヒサシ
37	東	八並	小田 富昭	オダ トミアキ
38	東	若木台1	桃田 忠良	モモタ タダヨシ
39	東	若木台2	織田 武彦	オダ タケヒコ
40	東	若木台3	伊・ 喜代美	イウ キヨミ
41	東	若木台4	山本 清	ヤマモト キヨシ

NO.	郷づくり 地域	自治会名	自治会長名	カナ
42	東	若木台5	城野 弘幸	キノ ヒロユキ
43	東	若木台6	丸山 幸雄	マルヤマ ユキオ
44	東	桜川	瀬口 雄一郎	セグチ ユウイチロウ
45	東	あけぼの	大槻 勝哉	オオツキ カツヤ
46	東	三角	沖 博司	オキ ヒロシ
47	上	畦町	松井 律夫	マツイ リツオ
48	上	本木	倉元 健夫	クラモト タケオ
49	上	舎利蔵	北崎 勝海	キタザキ カツミ
50	上	内殿	中村 知行	ナカムラ トモユキ
51	上	上西郷	伊東 正隆	イトウ マサタカ
52	上	上西郷自治区	大石 卓司	オオイシ タクジ
53	上	カドタ地区	川崎 篤史	カワサキ アツシ
54	神	手光	森 博人	モリ ヒロト
55	神	冠	中村 英明	ナカムラ ヒデアキ
56	神	小竹	沖 大作	オキ ダイサク
57	神	東福間1	吉田 博志	ヨシダ ヒロシ
58	神	東福間2	山西 祐司	ヤマニシ ユウジ
59	神	東福間3	高田 直之	タカタ ナオユキ
60	神	東福間4	森 義明	モリ ヨシアキ
61	神	東福間5	掛札 剛一	カケフダ コウイチ
62	神	東福間6	成富 勝義	ナリトミ カツヨシ
63	神	東福間7	岩木 優	イワキ ユタカ
64	神	東福間8	山下 敏治	ヤマシタ トシハル
65	神	東福間9	加地 弘昌	カチ ヒロマサ
66	神	東福間10	富松 享一	トミマツ コウイチ
67	神	東福間11	田中 守	タナカ マモル
68	神	高平	稲葉 豊	イナハ ユタカ
69	神	光陽台4	笹山 清一	ササヤマ セイイチ
70	神	光陽台5	田中 健祐	タナカ ケンスケ
71	神	光陽台6	宮村 巧	ミヤムラ タクミ
72	福	花見1	青谷 勇	アオタニ イサム
73	福	花見2	萩原 利次	ハギワラ トシツグ
74	福	南町	羽田野 真生	ハタノ マサオ
75	福	緑町	田原 義郎	タハラ ヨシロウ
76	福	本町	小山 勝昭	オヤマ カツアキ
77	福	福間松原	未定	
78	福	昭和1	小林 義昭	コバヤシ ヨシアキ
79	福	西福間1	梅谷 寧次	ウメタニ ヤスジ
80	福	古町	村井 利和	ムライ トシカズ
81	福	大和1	白木 晏年	シラキ ハルトシ
82	福	大和2	岡田 和憲	オカダ カズノリ
83	南	四角	手島 眞喜男	テシマ マキオ
84	南	両谷	山本 忠嗣	ヤマモト タツツグ
85	南	原町1	野上 貞義	ノガミ サダヨシ
86	南	原町2	芳賀 和明	ハガ カズアキ
87	南	原町3	原岡 渉	ハラオカ ワタル

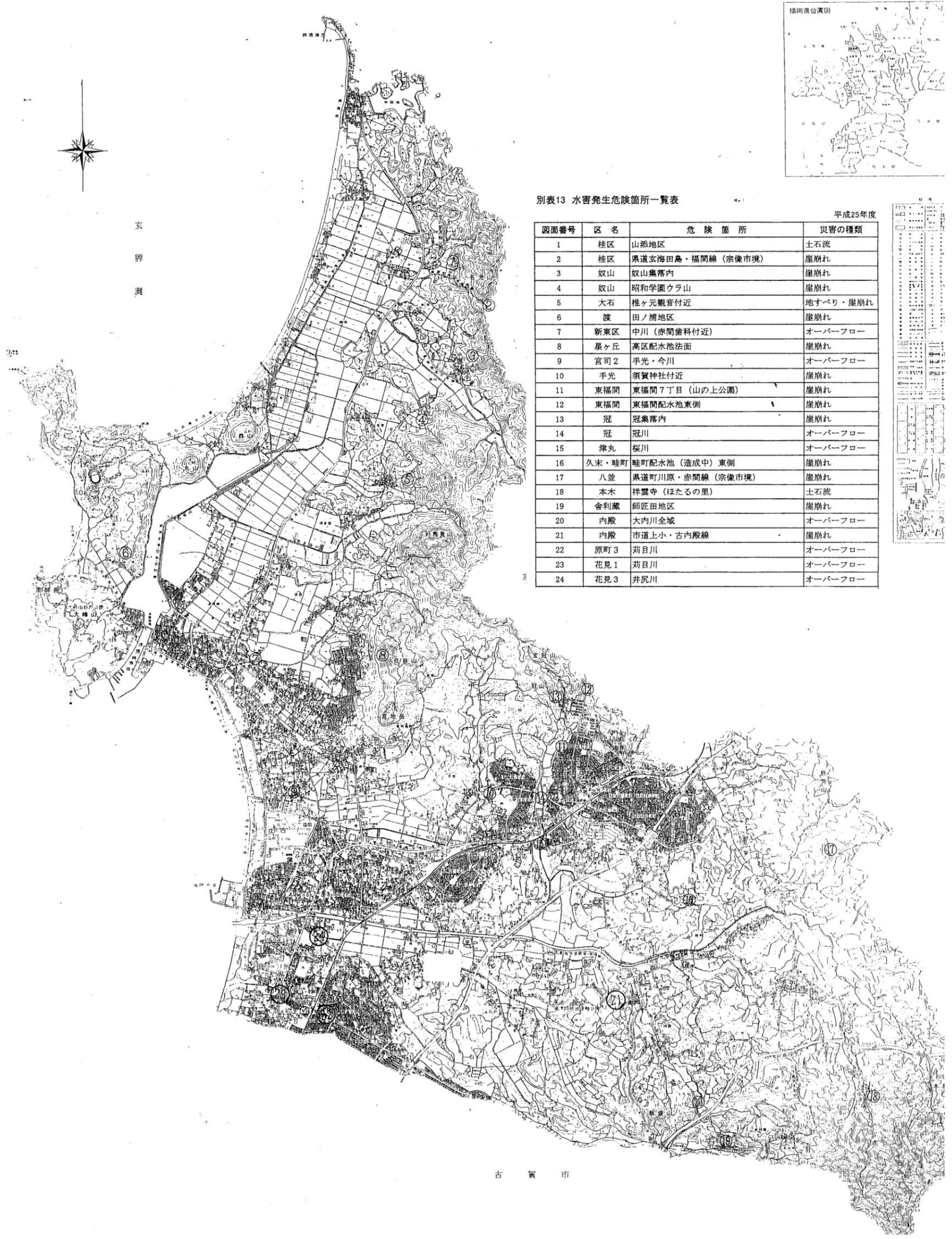
NO.	郷づくり 地域	自治会名	自治会長名	カナ
88	南	有弥の里 1	五反 優	ゴタン マサル
89	南	有弥の里 2	大山 俊喜	オオヤマ トシキ
90	南	花見3	釘宮 哲美	クギミヤ テツミ
91	南	花見4	津田 榮一	ツダ エイチ
92	南	光陽台1	山口 尚志	ヤマグチ ヒサシ
93	南	光陽台2	玉来 秀久	タマライ ヒデヒサ
94	南	光陽台3	永田 和幸	ナガタ カスユキ
95	南	光陽台南	原 秀俊	ハラ ヒデトシ
96	南	日蒔野1	樋口 利隆	ヒグチ トシタカ
97	南	日蒔野3	佐田 政博	サダ マサヒロ
98	南	日蒔野4	内兼久 康宏	ウチカネク ヤスヒロ
99	南	日蒔野5	竜口 誠二	タツグチ セイジ
100	南	日蒔野6	道脇 友吾	ミチワキ ユウゴ

別表 13 水害発生危険箇所一覧表

平成 28 年度

図面番号	区名	危険箇所	災害の種類
1	桂区	山添地区	土石流
2	桂区	県道玄海田島・福間線（宗像市境）	崖崩れ
3	奴山	奴山集落内	崖崩れ
4	奴山	昭和学園ウラ山	崖崩れ
5	大石	椎ヶ元観音付近	地すべり・崖崩れ
6	渡	田ノ浦地区	崖崩れ
7	新東区	在自川（赤間歯科付近）	オーバーフロー
8	星ヶ丘	高区配水池法面	崖崩れ
9	宮司 2	手光・今川	オーバーフロー
10	手光	須賀神社付近	崖崩れ
11	東福間	東福間 7 丁目（山の上公園）	崖崩れ
12	東福間	東福間配水池東側	崖崩れ
13	冠	冠集落内	崖崩れ
14	冠	冠川	オーバーフロー
15	津丸	桜川	オーバーフロー
16	久末・畦町	畦町配水池（造成中）東側	崖崩れ
17	八並	県道町川原・赤間線（宗像市境）	崖崩れ
18	本木	祥雲寺（ほたるの里）	土石流
19	舍利蔵	師匠田地区	崖崩れ
20	内殿	大内川全域	オーバーフロー
21	内殿	市道上小・古内殿線	崖崩れ
22	原町 3	苺目川	オーバーフロー
23	花見 1	苺目川	オーバーフロー
24	花見 3	井尻川	オーバーフロー

別図2 水害発生危険箇所位置図



別表13 水害発生危険箇所一覧表

平成25年度			
図面番号	区名	危険箇所	災害の種類
1	桂区	山系地区	土石流
2	桂区	県道玄海田島・福岡線(宗像市境)	崖崩れ
3	奴山	奴山集落内	崖崩れ
4	奴山	昭和学園ウラ山	崖崩れ
5	大石	椎ヶ元観音付近	地すべり・崖崩れ
6	渡	田ノ浦地区	崖崩れ
7	新東区	中川(赤間齒科付近)	オーバーフロー
8	星ヶ丘	高区配水池法面	崖崩れ
9	宮司2	手光・今川	オーバーフロー
10	手光	須賀神社付近	崖崩れ
11	東福岡	東福岡7丁目(山の上公園)	崖崩れ
12	東福岡	東福岡配水池東側	崖崩れ
13	冠	冠集落内	崖崩れ
14	冠	冠川	オーバーフロー
15	津丸	桜川	オーバーフロー
16	久末・睦町	睦町配水池(造成中)東側	崖崩れ
17	八並	県道町川原・赤間線(宗像市境)	崖崩れ
18	本木	祥雲寺(ほたるの里)	土石流
19	舍利蔵	師匠田地区	崖崩れ
20	内殿	大内川全城	オーバーフロー
21	内殿	市道上小・古内殿線	崖崩れ
22	原町3	苅目川	オーバーフロー
23	花見1	苅目川	オーバーフロー
24	花見3	井尻川	オーバーフロー

古賀市

別表 14 重要水防箇所（知事管理区間）

・ 河川

水系名	河川名	岸別 左右	延長 (m)	位置		予想 される 事態	重要度	水防工法
				大字	キ口杭位置			
手光今川	手光今川	左右	250 250	手光	戸井手3号井 堰下流	溢水	背後地に家屋ある いは商業施設に被 害が予想されるも の  背後地に家屋ある いは公共施設に被 害が予想されるも の  背後地に農地に被 害が予想されるも の  背後地に家屋に被 害が予想されるも の	積み土 のう工
西郷川	西郷川	左	250	向山	浜田橋上下 流			
西郷川	本木川	左右	1,000 1,000	本木	大道橋上流			
西郷川	大内川	左右	400 400	内殿	内殿橋上流			

・ 海岸

沿岸名	海岸名	重要水防区域		予想される 事態	重要度
		延長(m)	地先名		
玄界灘	津屋崎海岸	樋門1か所 130	福津市津屋崎	漏水塩害	背後地に農地に被害が 予想されるもの

資料 1

1. 福岡管区気象台が行う水防に関する警報・注意報の発表基準一覧表

(平成23年4月1日現在)

発表官署		福岡管区気象台					
府県予報区		福岡県					
一次細分区域		福岡地方	北九州地方		筑豊地方	筑後地方	
市町村等をまとめた地域		北九州・遠賀地区		京築		筑後北部	筑後南部
警報	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 玄界灘 20m/s, 沖ノ島周辺 20m/s	陸上 20m/s, 響灘 20m/s, 瀬戸内側 20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s	20m/s	20m/s	陸上 20m/s, 海上 20m/s
	波浪(有義波高)	玄界灘 6.0m, 沖ノ島周辺 6.0m/s	響灘 6.0m 瀬戸内側 3.0m	3.0m			2.5m
	高潮(潮位)	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合					
注意報	波浪(有義波高)	玄界灘 2.5m, 沖ノ島周辺 2.5m/s	響灘 2.5m 瀬戸内側 1.5m	1.5m			1.5m
	高潮(潮位)	区域内の市町村で別表5の基準に到達することが予想される場合					
	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合					
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合					

※ 水防活動用の利用に適合する警報及び注意報は次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報を以て代える。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

## 福津市水防計画書

—平成28年度—

編集・発行 福津市  
事務局 福津市総務部防災安全課  
〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号  
TEL 0940-42-1111(代表)  
FAX 0940-43-3168  
URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp/>  
E-mail [info@city.fukutsu.lg.jp](mailto:info@city.fukutsu.lg.jp)



